

令和5年年12月1日

小規模多機能型居宅介護いなほ
(小規模多機能型居宅介護)

運 営 規 程

社会福祉法人 いなほ会

小規模多機能型居宅介護いなほ 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いなほ会が開設する指定小規模多機能型居宅介護いなほ(以下「小規模いなほ」という。)が行う指定小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下「職員」という。)が、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、適正なサービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことを目的とします。

(運営の方針)

- 第2条 小規模いなほは、介護保険法の趣旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い訪問や宿泊を組み合わせるサービス提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。
 - 3 可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。
 - 4 サービスを提供するにあたって、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮し、また、利用者の心身の状況等を把握するとともにサービス内容の確認を行います。
 - 5 サービス提供は、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
 - 6 小規模多機能型居宅介護サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 小規模多機能型居宅介護いなほ
- (2) 所在地 沖縄県中頭郡中城村字屋宜 215 番地-18

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

職 種	員 数	職 務 の 内 容
管理者	1 人	事業所の管理、業務実施状況の把握を行う
看護職員	1 人以上	利用者の日常の健康に関することを行う
介護支援専門員	1 人以上	利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成を行う
介護職員	10 人以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 小規模多機能型居宅介護の営業及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間
 - (通いサービス) 9時～22時
 - (宿泊サービス) 22時～9時
 - (訪問サービス) 24時間

(登録定員等)

第6条 小規模多機能型居宅介護の登録定員数は25人、通いサービスの利用定員は15人、宿泊サービスの利用定員は9人とします。

(内容及び手続きの説明、同意、契約)

第7条 小規模いなほは、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

(居宅サービス計画の作成)

第8条 小規模いなほの管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

(小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 小規模多機能型居宅介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 介護計画の作成
- (2) 相談、援助等
- (3) 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容
 - ①介護サービス(移動、排泄の介助、見守り等)
 - ②健康チェック
 - ③機能訓練
 - ④入浴サービス
 - ⑤食事サービス
 - ⑥送迎サービス
- (4) 訪問サービスに関する内容
 - ①排泄・食事介助・清拭・体位変換等の身体介護
 - ②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活援助
 - ③安否確認

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第10条 事業所の管理者は、介護支援専門員に小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成を担当する介護支援専門員(以下「計画作成介護支援専門員」という。)は、利用者の多様な活動の確保に努めます。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境

を踏まえて、他の職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

- 4 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意をえます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても他の職員との連絡を継続的に行い、小規模多機能型居宅介護計画の実施状況を把握します。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 11 条 小規模いなほは、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めます。

- 2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

(通常の事業実施地域)

第 12 条 通常の事業実施地域は、中城村とします。

(利用料及びその他の費用)

第 13 条 第 9 条に規定する小規模多機能型居宅介護サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

- 2 前項の利用者負担による居宅サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、利用者から費用の支払いを受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - (2) おむつ代
 - (3) その他、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 3 サービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

(職員の服務規律)

第 14 条 職員は、関係法令及び別に定める社会福祉法人いなほ会の就業規則等の諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

(衛生管理等)

第 15 条 小規模いなほは、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 小規模いなほにおいて、感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(個人情報保護)

第 16 条 小規模いなほ及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 個人情報に係る規程を公表するとともに、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及び家族の個人情報の利用目的を公表します。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 小規模いなほは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催すること。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 サービス提供中に職員又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに市町村及び保険者に通報する。

(身体拘束等)

第 18 条 小規模いなほは、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(緊急時の対応)

第 19 条 職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生時の対応)

第 20 条 小規模いなほは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族、市町村及び保険者に連絡するとともに、事故報告書を作成し再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、小規模いなほ及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(非常災害対策)

第 21 条 小規模いなほは、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急な事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

(地域との連携)

第 22 条 小規模いなほの運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

(業務継続計画の策定)

第 23 条 小規模いなほは、感染症や非常災害の発生において、ご利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 小規模いなほは職員に対し、業務継続計画について説明し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 小規模いなほは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(勤務体制等)

第 24 条 小規模いなほは、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の職員によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。

(記録の整備)

第 25 条 小規模いなほは、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

(苦情解決)

第 26 条 小規模いなほは、利用者からの苦情に適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなどの必要な措置を講じます。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、沖縄県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、沖縄県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を報告します。

(掲 示)

第 27 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(協力医療機関等)

第 28 条 小規模いなほは、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

(その他運営に関する重要事項)

第 29 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

2 小規模いなほは、介護に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有しない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、職員の資質向上を図るための研修を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

(ア) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(イ) 現任研修 年 1 回

3 小規模いなほは、適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行します。